

倉敷市低入札価格調査実施要領

平成12年4月1日 制定

最終改正 令和6年6月1日 施行

(目的)

第1条 この要領は、倉敷市が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 倉敷市電子入札等実施要綱（平成21倉敷市告示第374号）に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号として入札書に記載された3桁の数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事は、市長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた工事とする。

(低入札価格調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に低入札価格調査基準率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 低入札価格調査基準率は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。

ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあつては、計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。また、直接工事費に計上されていないスクラップ費がある場合（一般管理費等の計上後に控除する場合）にあつては、直接工事費からそのスクラップ費を減じた数値を直接工事費として算定するものとする。

$(\text{設計上の直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \div \text{工事価格}$

（調査班の設置）

第5条 低入札価格調査を行うため、倉敷市建設工事低入札価格調査班（以下、「調査班」という。）を設置する。

2 調査班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 班長は総務部長を、副班長は契約課長をもって充て、班長に事故あるときは、副班長がその職務を代理するものとし、班長、副班長ともに事故あるときは、班長があらかじめ指名した班員がその職務を代理する。

4 班員は、施工担当の部長及び課長並びに工事検査課長をもって充てる。

（落札の保留）

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札をした者（以下、低価格入札者という。）が落札者又は落札候補者となる場合には、入札執行者は、落札者の決定の保留及び第8条に掲げる調査の実施について、入札参加者に通知し、入札を終了するものとする。

（失格基準）

第7条 次の各号に掲げる計算式により算定した額（千円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）を下回る入札は、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断して失格とし、次条以下の調査は行わない。

（1）予定価格を事前公表する場合

$\text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額} \times (\text{失格基準率} + (0.0005X + 0.00005Y))$

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

(2) 予定価格を事後公表する場合

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×失格基準率

- 2 失格基準率は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあつては、計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。また、直接工事費に計上されていないスクラップ費がある場合（一般管理費等の計上後に控除する場合）にあつては、直接工事費からそのスクラップ費を減じた数値を直接工事費として算定するものとする。

$$(\text{設計上の直接工事費} \times 0.92 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.85 + \text{一般管理費} \times 0.63) \div \text{工事価格}$$

- 3 入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力又は記入するものとし、第1項第1号の場合においては、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して失格基準価格を算定する。

なお、電子入札に書面により参加する場合にあつて、くじ番号の記入を省略されたとき及び「000」と記入されたときは「999」と記入されたものとみなし、紙入札による場合にあつて、くじ番号の記入を省略されたときは「999」と記入されたものとみなして決定くじ番号を決定する。

- 4 第1項第1号の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内であつて前3項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を失格基準価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該算定額を下回った場合は、同号の規定に基づいた計算式により、X及びYに0を代入して算定した額を失格基準価格として決定するものとする。

- 5 入札執行者は、第1項第2号による場合を除いて、当該入札の開札後直ちに前4項の規定により失格基準価格を決定し、入札者（電子入札の場合は、立会人とする。）に発表するものとする。

（調査の実施）

第8条 調査班は、前条に掲げる基準を満たしている低価格入札者のうち落札者又は落札候補者となる者（以下「調査対象者」という。）から入札価格の内訳書の提出を求め、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断す

るため、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書の内容
- (3) 対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (6) 第1次下請けの予定業者名及び予定下請金額
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入先及び入札者との関係
- (9) 手持ち機械の状況
- (10) 労務者の具体的供給見通し
- (11) 過去に施工した公共工事名、工事成績
- (12) 特定建設資材廃棄物の再資源化

2 調査班は、前項の調査を行ってもなお疑義がある場合においては、さらに次に掲げる項目について調査を行うものとする。

- (1) 経営状況（関係機関等への照会）
- (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況）
- (3) その他必要な事項

3 調査班は、調査対象者が前2項に規定する低入札価格調査の実施に応じないときは、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。

（落札者の決定）

第9条 市長は、前条の調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は調査対象者を落札者と決定し、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者（失格基準価格を下回ったことにより失格となった者を除く。）のうち最低の価格をもって申込みをした者（総合評価競争入札にあつては評価値の最も高い者）（以下「次順位者」という。）を落札者又は落札候補者として決定する。この場合において、次順位者が低価格入札者であったときは前条以降と同様の手続きをとるものとする。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、落札結果を当該入札参加者全員に対して通知

するものとする。

(特約条項)

第10条 前条の規定により、調査対象者を落札者と決定しその者と契約を締結する場合は、次に掲げる特約条項を設けて、別途覚書を交わすものとする。

- (1) 倉敷市工事請負契約約款第4条第2項に定める保証の額を、請負代金額の100分の30以上とする。
- (2) 倉敷市工事請負契約約款第50条第2項に定める違約金の額を、請負代金額の10分の3とする。
- (3) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定を適用する監理技術者の兼任は認めない。